

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 9 月 14 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 **シンセイケンゴウ 新世紀建工株式会社**
 住所 **奈良県香芝市下田西三丁目9番16号**
^{フリガナ}代表者氏名 **ヤマモト ヨシヒコ 山本佳彦**
 電話番号 **0745-77-4348**
 FAX番号 **0745-78-0960**
 メールアドレス **info@sinseiki.co.jp**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30 年 9 月 14 日

申請者 氏名又は名称

新世紀建工株式会社

住 所

奈良県香芝市下田西三丁目9番16号

代表者氏名

代表取締役 山本佳彦



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 ヤマモト ヨシヒコ 山本佳彦	監査役 ヤマモト キクコ 山本喜久子
取締役 タナカ シゲノリ 田中重憲	監査役 ヤマモト ケンタロウ 山本健太郎
取締役 カサタ ハルオ 笠田晴生	監査役 ヤマモト タケシ 山本武史
取締役 オウエ ユキオ 大上幸夫	
事業の範囲	上下水道工事の設計施工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	新世紀建工株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 639-0231 住所 奈良県香芝市下田西三丁目9番16号 電話番号 0745-77-4348 FAX番号 0745-78-0960 メールアドレス info@sinseiki.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヤマモト ヨシヒコ 山本 佳彦 タナカ シゲノリ 田中 重憲 ニシタ セイイチ 西田 誠一 キノシタ ヨウスケ 木下 陽介 ナカタ ヒデノブ 中田 英伸	43752 48369 43746 194439 274265

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 30 年 9 月 14 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用	高速カッター	100V, 100φ	2	
	バンドソー	100V, 200φ	1	
	シーバーソー	100V, 150φ	2	
	エンジンカッター	10-トナー	1	
	エンビカッター	13φ~40φ	2	
管の加工用	ネジ切機	15A~150A	4	
	穿孔機	13φ~50φ	2	
	チェンソー	15A~	5	
	サンダー	100V	4	
接合用	溶接機	エンジン	1	
	発電機	2.5kw	2	
	エンビ溶接機	100V	1	
	パイレン	15A~150A	16	
	トーチランプ		4	
水圧テストポンプ	手動式		3	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 9 月 14 日

申請者

氏名又は名称

新世紀建工株式会社

住 所

奈良県香芝市下田西三丁目9番16号

代表者氏名

代表取締役 山本佳彦



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県香芝市下田西三丁目9番16号
新世紀建工株式会社

会社法人等番号	1500-01-012820	
商号	新世紀建工株式会社	
本店	奈良県北葛城郡香芝町下田西三丁目9番16号	
	奈良県香芝市下田西三丁目9番16号	平成 3年10月 1日変更
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和40年1月14日	
目的	1 浄化槽の設計施工並びに附帯設備 2 浄化槽の製造及び販売 3 浄化槽の維持管理 4 上下水道工事の設計施工 5 土木建築の設計施工 6 前号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	32万株	平成18年 9月21日変更
		平成18年10月20日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8万株	平成15年12月26日変更
		平成15年12月26日登記
資本金の額	金4000万円	平成15年12月26日変更
		平成15年12月26日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年 9月21日設定 平成18年10月20日登記	
役員に関する事項	取締役 <u>山本佳彦</u>	平成17年 9月29日重任
		平成17年10月 6日登記
	取締役 山本佳彦	平成27年10月31日重任
		平成28年 7月 8日登記

	取締役	<u>田中重憲</u>	平成17年 9月29日重任 ----- 平成17年10月 6日登記
	取締役	田中重憲	平成27年10月31日重任 ----- 平成28年 7月 8日登記
	取締役	<u>笠田晴生</u>	平成17年 9月29日重任 ----- 平成17年10月 6日登記
	取締役	笠田晴生	平成27年10月31日重任 ----- 平成28年 7月 8日登記
	取締役	<u>大上幸夫</u>	平成17年 9月29日重任 ----- 平成17年10月 6日登記
	取締役	大上幸夫	平成27年10月31日重任 ----- 平成28年 7月 8日登記
	<u>奈良県香芝市下田西四丁目154番地の3 代表取締役</u> <u>山本佳彦</u>		平成17年 9月29日重任 ----- 平成17年10月 6日登記
	奈良県香芝市下田西四丁目154番地の3 代表取締役 山本佳彦		平成27年10月31日重任 ----- 平成28年 7月 8日登記
	監査役	<u>山本喜久子</u>	平成18年 9月21日就任 ----- 平成18年10月20日登記
	監査役	山本喜久子	平成28年10月30日重任 ----- 平成28年11月18日登記
	監査役	山本健太郎	平成25年 7月 6日就任 ----- 平成25年 7月12日登記
	監査役	山本武史	平成25年 7月 6日就任 ----- 平成25年 7月12日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成28年11月18日登記

支 店	1 三重県名張市蔵持町原出528番地の12	
	2 大阪府堺市新檜尾台四丁23番7号	平成16年 3月 1日移転 ----- 平成16年 3月 1日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社に 関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 5月26日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 9月10日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

坂 本 公 徳





商 号 新世紀建工 株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、新世紀建工 株式会社 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 浄化槽の設計施工並びに附帯設備
2. 浄化槽の製造及び販売
3. 浄化槽の維持管理
4. 上下水道工事の設計施工
5. 土木建築の設計施工
6. 前号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県香芝市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、320,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求する

ことができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。

ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- ③ 第 1 項ただし書及び前項の場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

- 第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。
- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(募集株式の発行)

- 第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によってする。
- ② 前項の規定にかかわらず、株主総会の特別決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- ③ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第3章 株主総会

(招集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続きの省略)

- 第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ず

に開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- ② 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印して10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第 2 2 条 当会社の取締役は 3 人以上とする。

(資格)

第 2 3 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役選任の方法)

第 2 4 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 2 5 条 取締役の任期は、選任後 1 0 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 2 6 条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役 1 人を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各 1 人を選定することができる。

- ② 代表取締役は、社長とする。

(業務執行)

第 2 7 条 社長は会社の業務を統括し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

第28条 当会社に取締役会を置く。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意がある時は、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。
- ③ 株主総会を招集するには、。

(取締役会決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について、提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会の議事については、会社法施行規則第64条に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名押印する。

(監査役の設定、員数、権限及び選任の方法)

第33条 当会社に、監査役を置くものとし、その員数は1人以上とする。

- ② 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。
- ③ 簡約の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬)

第35条 取締役及び監査役の報酬等については、取締役の分と監査役の分に区分して、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月末日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行なう。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年1月末日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して中間配当を行なうことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当は及び中間配当金は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

上記は現行定款に相違ありません。

平成30年 9月10日

奈良県香芝市下田西三丁目9番16号

新世紀建工株式会社

代表取締役 山 本 佳 彦



第四三七五二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

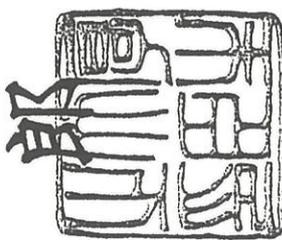
氏名 山本佳彦

昭和二十六年十一月六日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第四八三六九号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

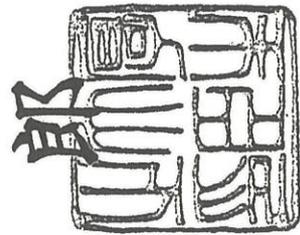
氏名 田中重憲

昭和二十一年一月一日生

水道法(昭和二十年法律第七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣小泉純一郎



第四三七四六号

給装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

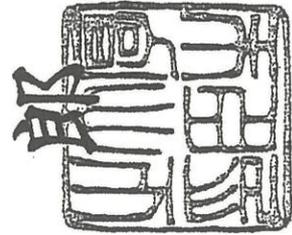
氏名 西田 誠一

昭和三十三年四月八日生

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第一九四四三九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 木下陽介

昭和五十一年一月十六日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十三年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口 力

第二七四二六五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

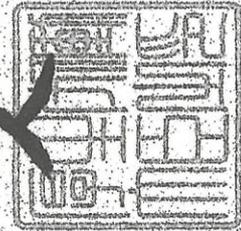
氏名 中 田 英 伸

昭和五十五年二月六日生

水道法昭和五十年法律第七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

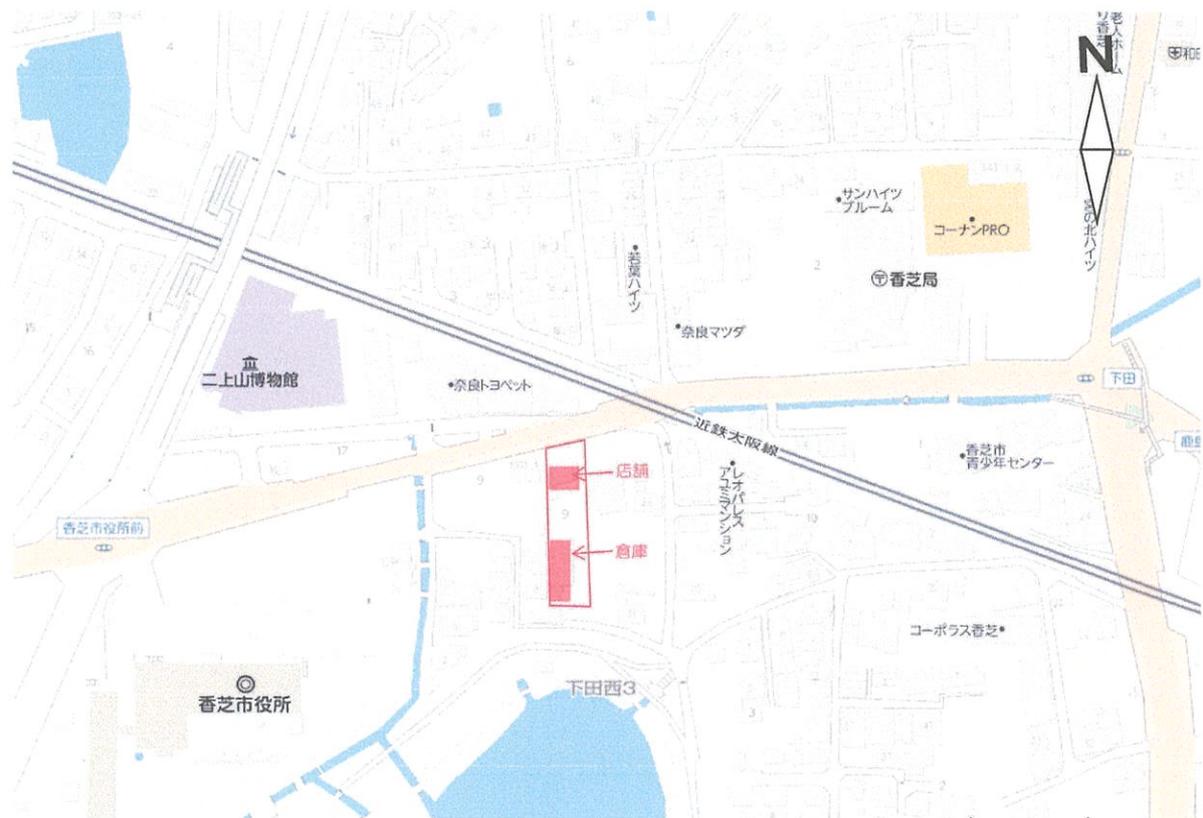
平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲 久



新世紀建工(株)

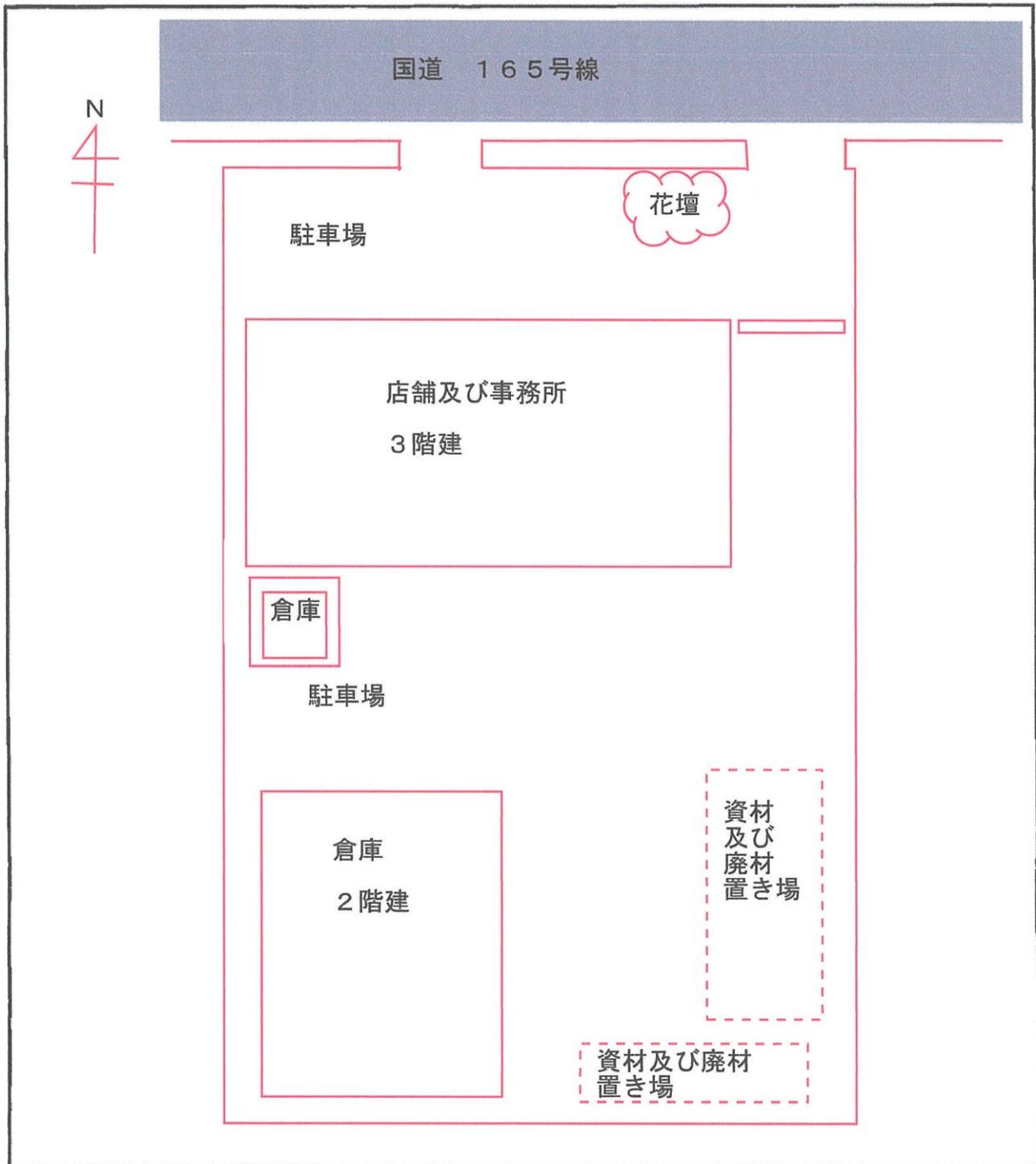
付近見取図



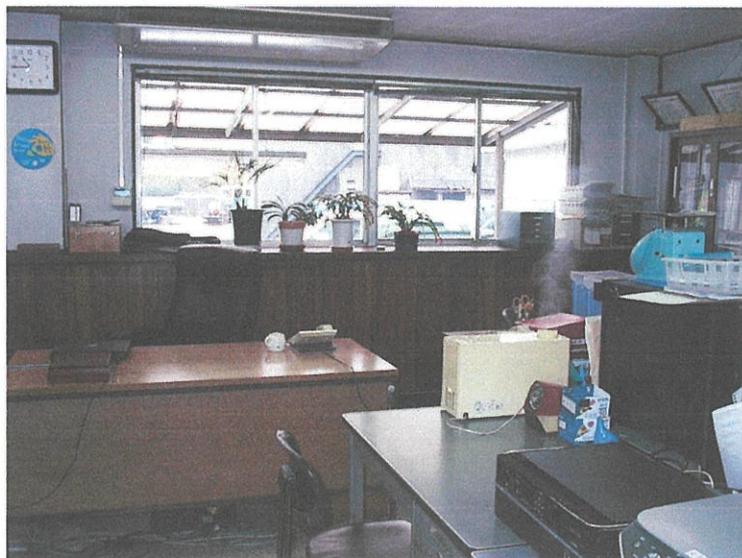
店舗及び倉庫写真



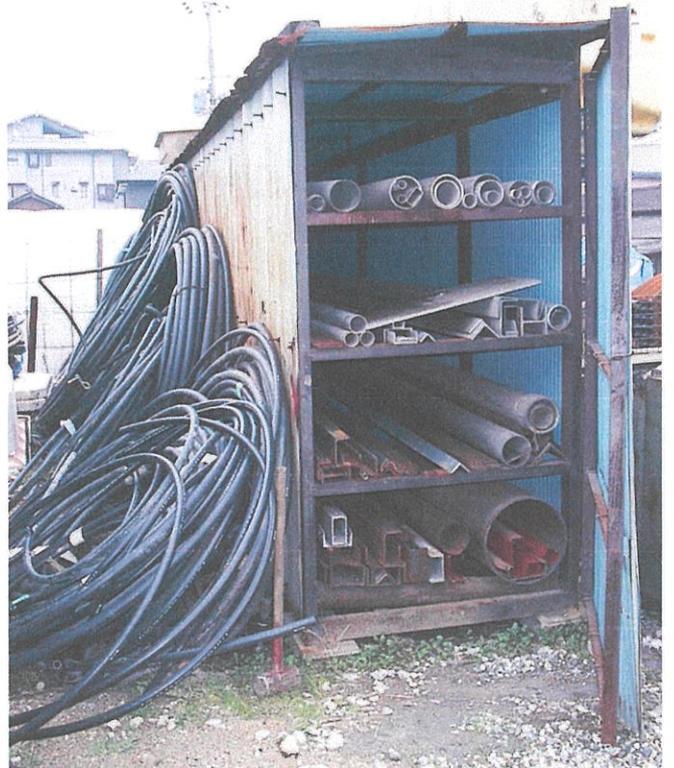
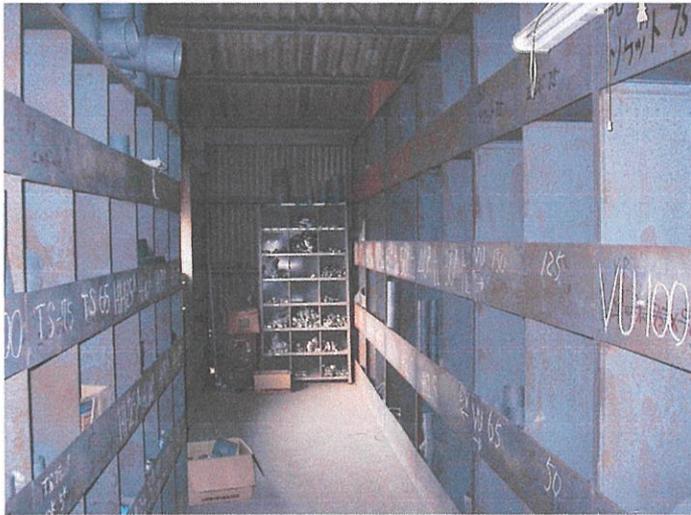
店舗敷地内の建物の配置図



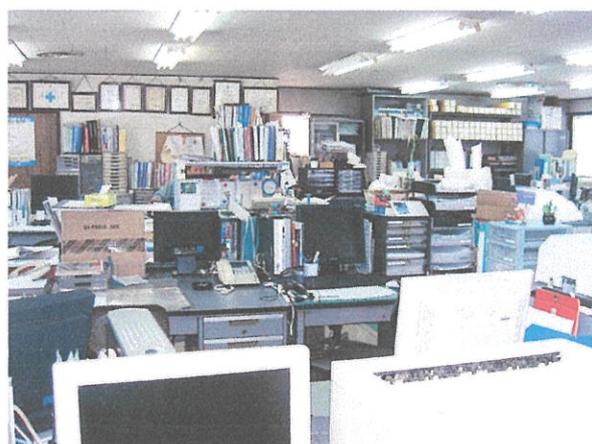
店舗写真



倉庫写真



新世紀建工(株) 事務所写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30年 9月 14日

申請者 氏名又は名称 フリガナ シンセイケンコウ 新世紀建工株式会社
 住所 奈良県香芝市下田西三丁目9番16号
 代表者氏名 フリガナ ヤマモト ヨシヒコ 代表取締役 山本佳彦
 電話番号 0745-77-4348
 FAX番号 0745-78-0960
 メールアドレス info@sinseiki.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

奈良県香芝市下田西三丁目9番16号

新世紀建工株式会社

届出者

代表取締役 山本佳彦



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	新世紀建工株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ヤマモト ヨシヒコ 山本佳彦	43752	
タナカ シゲノリ 田中重憲	48369	
ニシダ セイイチ 西田誠一	43746	
キノシタ ヨウスケ 木下陽介	194439	
ナカタ ヒデアノブ 中田英伸	274265	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第四三七五二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

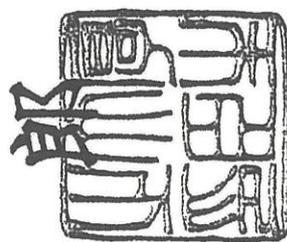
氏名 山本 佳彦

昭和二十六年十一月六日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第四八三六九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

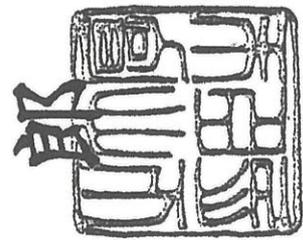
氏名 田中重憲

昭和二十一年一月一日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣小泉純一郎



第四三七四六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

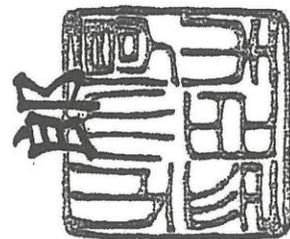
氏名 西田 誠一

昭和三十三年四月八日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第一九四四三九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 木下陽介

昭和五十一年一月十六日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十三年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口 力

第二七四二六五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 中田 英 伸

昭和五十五年二月六日生

水道法(昭和五十五年法律第七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲 久

